

公認会計士

木村

Takaya kimura

太哉



決算書から貴社の状況を把握する！

岐阜商工会議所専門家研究会（ぎふ専研）

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

経営者の方に自社の財務状況を把握していただけるよう簡単な診断方法をご紹介します。計算自体は簡単ですので自社の決算書をご準備したうえで読み進めてください。

1 借入状況を確認する

① 当社の借入は過大？

借入が過大かはどのように判断すればよいのか。これについては、決算書の損益計算書を用いて年間の返済可能額を求め、これをもとに借入額を何年かかって返済できるのかという点から判断することができます。以下、図を参照して計算します。

② 返済可能額を簡単に計算してみる

返済可能額を求めるためには損益計算書を確認してください。まず、損益計算書の経常利益という項目があります。この経常利益とは事業を

② 貸借対照表

資産の部		負債の部	
現預金	30	支払手形	30
受取手形	30	買掛金	60
売掛金	40	短期借入金	80
棚卸資産	70	長期借入金	150
その他	80	その他	▲70
合計	250	合計	250

① 損益計算書

売上高	400
売上総利益	60
販売管理費	61
（減価償却費）	10
営業利益	▲1
営業外費用	6
経常利益	▲7

③ 正常運転資金？

次に貸借対照表を見てください。受取手形、売掛金、棚卸資産といった項目があると思います。受取手形は継続していくうえで特別な事情がなければその事業から得られる利益と考えていいでしょう。そしてこの経常利益に減価償却費を加算することで返済可能額が求められます。減価償却費は過去に支出が終わっている固定資産を費用に計上しているため、減価償却費という費用がでてその時にお金はでていかないことから、その分だけ資金が企業内に残っていると考えられます。そこで、経常利益だけでなく減価償却費も加算して返済可能額を求めることとなります。ここでは、経常利益▲7に減価償却費10を加算して3だけの返済可能額が算出されます。

③ 正常運転資金？

次に貸借対照表を見てください。受取手形、売掛金、棚卸資産といった項目があると思います。受取手形

や売掛金は売上を計上しているのですが、現金化がまだ先のもので。棚卸資産に関してはその取得のためにすでにお金を支払った状況にあるものと考えられます。つまり、事業を行う上ではどうしても先に資金が必要となり売上金の回収は翌月以降になってしまうのです。一方、支払手形や買掛金は、仕入れをしてまだ支払の済んでいないものです。これは逆に資金の支出が後回しにできるものです。このため通常の営業を行うにあたっては、受取手形＋売掛金＋棚卸資産－買掛金－支払手形だけの資金が必要となり、これに対応する借入は常に先行すると考えられるのです。事例では受取手形30に売掛金40並びに棚卸資産70を加算し、支払手形30及び買掛金60を控除した50が正常運転資金となります。

④ 債務償還年数

銀行借入（有利子負債）から正常運転資金を差し引いたものを②の返済可能額で割ってみてください。これを債務償還年数といいます。業種等にもよりますが、この倍率が10倍を超えてきている場合には借入過多（過剰債務状態）に陥っている可能性があります。本ケースでは、短期借入金80と長期借入金150から手元現預金の30及び正常運転資金50を控除した150が要償還債務額となります。これだけの金額を今後の事業で返済していかねばなりません。

年間の返済可能額は①より3と算出されているので、150を3で除した50が債務償還年数となります。

2 資金繰り表を作成しよう

① なぜ資金繰り表の作成が必要なのか

なぜ資金繰り表の作成が必要なのでしょう？経営者の方々の中には決算書の利益がわかればいいのではとお思いの方もいらっしゃると思います。しかし、決算書の利益は資金として実際に獲得したものではない場合があります。たとえば売掛金は売上として収益になっていますが現金化がされていません。この場合に滞留した売掛金が存在していたらどうでしょう。利益だけは先に出ていますが、現金は手元にない状況になっていますが、現金は手元にない状況になっています。また利益の計算の中では借入金の返済は損益計算書には関係ないためできません。このため借入金等の返済も加味した資金繰り表の作成は必須となってくるのです。

② 月次資金繰り表と日繰り表

月次資金繰り表とは毎月の資金繰りの状況を記載したものです。金融機関からひな形等入手されている企業も多いのではないかと思います。月次資金繰り表では通常今後6か月程度の売り上げ見込みや費用の支払いを見越して予測資金繰り表を作成し、資金の不足が生じないかを確認することになります。

日繰り表とは資金繰りを日ベースで作成したものです。入金と支払の日にちの関係から月の間で資金がショートしてしまうことのないように日繰り表の作成が必要となる場合もあります。

③ 資金が不足する？

資金繰り表を作成したうえで、資金が不足してしまうような状況であれば、融資等をうけなければなりません。融資が難しい場合には支払う順位づけをしていくことが必要となつてきます。また無駄な支出を抑え、資金繰りを乗り切れるように資金繰り表を何度も作り変えて検討することが必要となります。

4 おわりに

事業環境が厳しくなる中で、経営者自らが自社の決算書に目を向ける必要性が高まっています。最終の損益や税金額だけではなく、自社の状況をよりよく把握していただく意識を持っていただきたい。

プロフィール

木村太哉 きむら たかや

木村太哉 公認会計士・税理士事務所 所長

大手監査法人(岐阜)、朝日税理士法人(東京)等を経て平成24年2月(株)MKサポートオフィス取締役就任。平成24年2月より岐阜県瑞穂市にて木村太哉公認会計士税理士事務所開業。その他平成24年9月より岐阜県信用保証協会監事就任。